



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

二次元コード

最近、左のようなマークをよく見かけるようになりましたね。携帯電話に取り込むといろいろな情報を手に入れることができる不思議なものですよね。



二次元コード(にじげんコード)とは、横方向にしか情報を持たない一次元コード(バーコード)に対し、水平方向と垂直方向に情報を持つ表示方式のコードのこと。バーコードに比べ、より多くの情報をコード化でき、また印字面積を小さくすることができます。

現在、日本には14種類の二次元コードがありますが、その中で最も普及しているのが「QRコード」です。QRコードとは、1994年にデンソーの開発部門(現在は分離し、デンソーウェーブ)が開発したマトリックス型二次元コードの一種で、白と黒の格子状のパターンで情報を表すものです。

なお、QRコードという名称(および単語)は同デンソーウェーブの登録商標となっています。利用方法としては、カメラ付きの携帯電話機が読み取りに対応しているため、一般の目に触れることも多いと思います。QRコードの他に、PDF417、ペリコード、マキシコードなどがよく使われているようです。

少し前まで、QRコードのマークを見た時に「何コレ?」と思った方はたくさんいらしたと思います。最近、雑誌、広告などにQRコードを印刷することが増え、QRコードに触れる機会がかなり増えましたので、QRコードが全国的に浸透し、QRコードの中の情報を読み取ることが、一般的な行動になりつつあるのではないのでしょうか?

携帯電話のバーコードリーダーでコードを読み込むと、URLや文章が表示されますから、名刺やカタログにQRコードを貼り付けたり、飲食店などのテーブルには、QRコードを読み取って会員登録をすれば、その場で円引きにします。って表示があったりしますよね。

QRコードは、小さな四角の黒白模様から何かの暗号を読むような楽しさがある面白なものだと思います。

最近、QRコードがいろいろな場所で利用されています。QRコードの利用方法でもっとも多いのは、「QRコードを読み取って、Webサイトへアクセス」だそうです。そのほかには、QRコードを読み取って、URLをブックマークに登録したり、取得したQRコードを、モバイルクーポンとして利用する人が多いそうです。

QRコードをチケット(コンサート、交通機関等)代わりに利用する方法もあるようですが、まだ、利用者は少ないそうです。しかし、何度か利用する事によって便利なものになると思います。他には、自動販売機などで、QRコードを表示してキャッシュレスで買い物もできるそうです。

身近で見つけた二次元コードを読み取って、お得な情報を手に入れたら、週末の予定の楽しみが増えそうですね。(青島 彩子)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

税金Q&A



Question (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る消費税の仕入税額控除)

当社は、自動車部品製造業を営む資本金1,000万円の中小企業です。
平成20年4月に新たにリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当)を締結し、新型の設備を設置しました。新しいリース会計基準が導入され、消費税については、リース資産の引渡時に一括して仕入税額控除を行うことになったと聞きました。
当社は、会計上従来どおり賃貸借処理をしていますが、この場合にも、消費税の仕入税額は引渡時の一括控除によらなければなりませんか？

Answer

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、貴社のように賃貸借処理をしている場合には、リース料の支払の都度、仕入税額控除を行う処理も認められます。

解説



平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以後にリース契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の譲渡として取扱われることになりました。これにより、賃借人における消費税の課税仕入れ等の税額の控除は、リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括控除することとされました。
(朝日だより46号 税金Q&A参照)

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、賃借人が会計基準に基づいて賃貸借処理をしている場合には、従来のように、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理(以下「分割控除」)も認められます。昨年末、日本税理士会連合会から公表されたQ&A及び国税庁から公表された質疑応答事例において、「会計基準に基づいた経理処理を踏まえ、経理実務の簡便性という観点から」このような処理を行っても差し支えないとされたものです。

なお、「中小企業の会計に関する指針」においては、すべての所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理を行うことが認められています。したがって、中小企業については、会計上賃貸借処理することを要件に、すべての所有権移転外ファイナンス・リース取引について「分割控除」が認められます。

ただ、あるリース取引について、リース期間の初年度は分割控除で処理し、2年目に残額を一括控除で処理するというように、仕入税額控除の時期を変更することは認められません。また、分割控除により消費税の申告を行った後に、一括控除への変更を求める更正の請求は認められないので注意が必要です。

根拠条文等

消費税法基本通達 5-1-9 (リース取引の実質判定)、11-3-2 (割賦購入の方法等による課税仕入れを行った日)
国税庁質疑応答事例(消費税関係・仕入税額控除) 22 (賃借人における所有権移転外ファイナンス・リース取引の消費税法上の取扱い)、23 (所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで